入間東部地区駅伝競走大会協賛規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、入間東部地区駅伝競走大会（以下「大会」という。）の

趣旨に賛同する団体等が協賛事業を行うにあたり、必要な事項を定めるもの

とする。

（協賛事業）

第２条　協賛事業とは、団体等が自らの意思による申し出または入間東部地区

　駅伝競走大会実行委員会（以下「実行委員会」とする。）からの依頼に基づき

実施する、次に掲げる事業をいう。

　(1) 大会運営の用に供する金銭（以下「協賛金」とする。）の提供に関する

　　事業

　(2) 大会運営の用に供する物品（以下「協賛品」とする。）の提供・貸与に

　　関する事業

（協賛の申し出）

第３条　団体等が協賛事業の申し出を行うときは、実行委員長に協賛事業申出

書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　実行委員長は、前項の申し出を承認するときは、協賛事業承認通知書（様

　式第２号）により通知するものとする。

（協賛の制限）

第４条　実行委員長は、協賛事業の申し出の内容が次に掲げる事項のいずれか

　に該当すると認められるときは、協賛の承認をすることができない。

　(1) 暴力主義的破壊活動を過去に行った、または行うおそれがあるもの

　(2) 事業内容が法令及び公序良俗に反する、または反するおそれがあるもの

　(3) 協賛事業を特定の政治、思想及び宗教等の活動を目的に利用する、また

は利用するおそれがあるもの

　(4) 事業内容が大会の品位を損なう、または損なうおそれがあるもの

　(5) 事業内容が、申し出または依頼の内容から著しく逸脱する、または逸脱

　　するおそれがあるもの

　(6) その他実行委員長が不適当とするもの

（協賛事業における権利）

第５条　第３条第２項により承認を受けた団体等（以下「協賛者」とする。）は、

　協賛事業の規模に応じて権利を行使することができる。

２　協賛事業の規模は、協賛金の提供に関する事業のときはその金額により、

　協賛品の提供・貸与に関する事業のときはその内容、価値及び数量等を勘案

　して協賛金の金額に換算して判断するものとする。

３　協賛者が行使できる権利については、実行委員長が別に定める。

（協賛事業の取消）

第６条　実行委員長は、次に掲げる事項に該当するときは、協賛事業の取消し

　をすることができる。

　(1) 協賛者から協賛事業の取消の申し出があるとき

　(2) 協賛事業が第４条に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるとき

　(3) その他実行委員長が取り消すことが適当と認めるとき

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は実行委員長との協議に

より定めるものとする。

　　附　則

この規程は平成２９年７月２４日から施行する。